

人事行政の運営等の状況



令和 6 年 10 月 1 日 公表



目 次

ページ数

第1編 各任命権者からの報告（公表）事項

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
2 職員の人事評価の状況	3
3 職員の給与の状況	4
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	8
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
6 職員の服務の状況	14
7 職員の退職管理の状況	15
8 職員の研修の状況	16
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	18

第2編 公平委員会の業務の状況

1 条件に関する措置の要求の状況	19
2 不利益処分に関する不服申立ての状況	19

参考 杉戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	20
-----------------------------------	----

杉戸町の人事行政運営における公平性・透明性の確保を図るため、杉戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）に基づいて、職員の任用及び給与等の状況を公表しています。

第 1 編 各任命権者からの報告（公表）事項

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和 5 年度は、一般事務 8 人、保健師 2 人、保育士・幼稚園教諭 4 人の計 14 人を採用しました。令和 6 年度は、一般事務 8 人、一般事務（芸員）1 人、一般事務（土木）1 人、保健師 2 人、保育士・幼稚園教諭 4 人の計 16 人を採用しました。

(2) 再任用職員の任用状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年等で退職する職員のうち改めて任用される職員で、フルタイム勤務職員と短時間勤務職員があります。任用期間は 1 年間で、勤務実績が良好である場合は、65 歳に達する年度末まで任用を更新することができます。

令和 5 年度は、フルタイム勤務職員 3 人、短時間勤務職員 3 人の計 6 人を再任用しました。令和 6 年度は、フルタイム勤務職員 2 人、短時間勤務職員 1 人の計 3 人を再任用しました。

(3) 会計年度任用職員の任用状況

地方公務員における非常勤職員の新たな制度として、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が創設されました。地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定によるフルタイム会計年度任用職員として、令和 5 年度は保育士 23 人を任用しました。令和 6 年度は保育士 22 人を任用しました。

(4) 職位別任用状況

令和 6 年 4 月 1 日現在、主幹相当職以上の総数は 70 人であり、昇任者数の内訳は下表のとおりです。

(単位：人)

	課長相当	主幹相当	計
昇任者数	3 (0)	6 (0)	9 (0)

(注) () 内は女性の数で、内書きで示したものです。

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (4月1日現在) (単位：人)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主な増減理由
		R4	R5	R6		
一般行政部門	議会	4	4	4	0	
	総務	70	69	69	0	
	税務	23	23	23	0	
	民生	82	86	85	▲1	人事配置の見直しによる減
	衛生	27	26	28	2	業務量増及び人員配置の見直しによる増
	農林水産	8	8	9	1	人事配置の見直しによる増
	商工	5	4	4	0	
	土木	25	25	26	1	人事配置の見直しによる増
	小計	244	245	248	3	
行政部門	教育	51	51	49	▲2	人事配置の見直しによる減
	小計	51	51	49	▲2	
公営企業等部門	水道	8	9	9	0	
	下水道	5	5	5	0	
	その他 (国保等)	17	17	17	0	
	小計	30	31	31	0	
合 計		325	327	328	1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員等を含み、短時間勤務の再任用職員、臨時職員及び非常勤職員、会計年度任用職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の概要

ア 能力評価

評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価します。

イ 業績評価

職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価します。

(2) 対象職員

一般職の職員（会計年度任用職員を含む）

(3) 評価期間

ア 能力評価

評価対象期間：毎年4月1日から翌年3月31日まで

イ 業績評価

評価対象期間：毎年4月1日から翌年3月31日まで

(4) 評価の基準

ア 能力評価

評価項目の着眼点ごとに点数を付します（標準配点の合計は100点）

イ 業績評価

業務目標ごとに達成度を付し総合評価を行います（A～Eの5段階）

(5) 評価結果の活用

評価結果については、職員の人材育成や組織力の向上等につなげられるよう、組織全体で人事評価の取組を進めています。

また、評価結果については、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしています。

(6) その他

評価能力の向上のために、必要な研修を適宜実施しています。

（実施主体：町、彩の国さいたま人づくり広域連合）

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度 普通会計決算）

住民基本台帳 人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
43,413 人	15,184,958 千円	609,928 千円	2,546,221 千円	16.8 %

(2) 職員給与費の状況（令和5年度 普通会計決算）

職員数 (A)	給与費 (B) 1,572,734 千円			1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	期末・ 勤勉手当	その他の 職員手当	
296 人	967,438 千円	412,740 千円	192,556 千円	5,313 千円

(3) 職員（一般行政職）の平均給料月額及び平均年齢の状況

令和5年4月1日現在

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
杉戸町	311,846 円	380,727 円	42.4 歳
埼玉県	317,507 円	410,989 円	41.8 歳

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

令和5年4月1日現在

経験年数	10年	20年	25年	30年
杉戸町	大学卒 245,340 円	353,900 円	380,600 円	416,100 円
	高校卒 213,200 円	—	311,100 円	357,066 円
埼玉県	大学卒 276,527 円	364,710 円	384,820 円	399,938 円
	高校卒 235,130 円	308,674 円	350,318 円	371,474 円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数及び構成割合

標準的な職務内容	主事 [1級]	主任 [2級]	主査 [3級]	主幹 [4級]	課長 [5級]	計
令和5年 4月1日現在	49人 (24.0%)	48人 (23.5%)	53人 (26.0%)	33人 (16.2%)	21人 (10.3%)	204人 (100.0%)
令和6年 4月1日現在	51人 (24.9%)	45人 (22.0%)	54人 (26.3%)	34人 (16.6%)	21人 (10.2%)	205人 (100.0%)

(6) 職員手当の状況（令和5年度）

【期末・勤勉手当】

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月期	1.20月分	1.00月分	2.20月分
12ヶ月期	1.25月分	1.05月分	2.30月分
計	2.45月分	2.05月分	4.50月分

(注) 職制上の段階・職務の級などにより、加算措置があります。

【退職手当】

勤続年数	基本額	
	定年・勵奨	自己都合
20年	24.586875月分	19.6695月分
25年	33.270750月分	28.0395月分
35年	47.709000月分	39.7575月分
最高限度額	47.709000月分	47.7090月分

給料表の級	調整額
5級（課長）	54,150円
4級（主幹）	32,500円
3級（主査）	27,100円
2級（主任）	21,700円
1級（主事）	0円

(注) 退職手当は、基本額と調整額を合計した額となります。調整額は、その者が在職していた給料表の級区分に応じた額のうち、その額が多い順に第1位から第60位まで順位を付し、その60月分を合計した額となります。

(注) 当町は、川越市、川口市、さいたま市、行田市を除く県内59市町村、及び36一部事務組合で構成している埼玉県市町村総合事務組合に入加入しており、退職手当の支給率は組合条例で規定されています。

【地域手当】

支 給 率	6 %
支給対象職員	全職員
国 の 支 給 率	6 %
支給対象職員 1人あたり 平均支給年額（令和5年度）	219,984 円

(注) 平均支給年額は、円未満切り捨てです。

【特殊勤務手当】

手当の種類（手当数）	4
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %
支給対象職員 1人あたり 平均支給年額（令和5年度）	0 円

(注) 平均支給年額は、円未満切り捨てです。

【時間外勤務手当】

令和4年度	支 給 総 額	69,740,744 円
	職員 1人あたり支給年額	273,493 円
令和5年度	支 給 総 額	68,248,983 円
	職員 1人あたり支給年額	294,176 円

(注) 平均支給年額は、円未満切り捨てです。

【扶養手当】【住居手当】【通勤手当】

区 分	内 容	国 の 制 度 と の 差 异	国 の 制 度 と 差 异 な る 点
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—
住居手当	職員自らが居住する住宅に 対して支給（最高 28,000 円／月）	異	町内に所有する住宅 に居住する場合は、 月額 3,000 円を支給。 町外の借家の場合 は、家賃に応じた支 給額の上限を月額 16,000 円とする。
通勤手当	公共の交通機関、または自 動車等を使用して片道 2km 以上通勤する職員に支給	同	—

【管理職手当】

給料表の級	支給月額
5級（課長、会計管理者、教育次長等）	50,000円
4級（主幹、次長等）	35,000円

(7) 特別職の報酬等の状況

令和5年4月1日現在

区分		月額	区分		支給割合
給料	町長	783,000円	期末手当	6ヶ月期	2.20月分
	副町長	674,000円		12ヶ月期	2.30月分
	教育長	618,000円		計	4.50月分
報酬	議長	320,000円			
	副議長	255,000円			
	議員	235,000円			

(8) 会計年度任用職員の給与の状況（令和5年度）

主な職種	給料			
	基礎号給		上限	
	級・号給	月額	級・号給	月額
事務補佐員	1級1号給	162,100円	1級25号給	196,200円
保育士	1級9号給	170,900円	1級33号給	208,000円
保健師	1級17号給	181,800円	1級41号給	217,800円

(注) 給料月額に地域手当(6%)を加算した額が支給されます。

区分	期末手当
6ヶ月期	1.20月分
12ヶ月期	1.25月分
計	2.45月分

給与費の状況（令和5年度フルタイム会計年度任用職員）

職員数(A)	給与費(B) 71,909千円			1人当たりの給与費(B/A)
	給料	期末・勤勉手当	その他の職員手当	
23人	59,013千円	11,863千円	1,033千円	3,126千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

令和5年度における職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分(国:1週間当たり38時間45分)と定められており、原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までが勤務時間です。そのうち、正午から午後1時までが休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

年次有給休暇 有給の休暇で、1年度につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

病 気 休 暇 勤労意欲があっても、負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特 別 休 暇 特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。(種類及び日数は下表のとおり)

介 護 休 暇 配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷・疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むことに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められた場合における無給の休暇です。

組 合 休 暇 職員団体の業務、または活動に従事するために認められる無給の休暇です。

【特別休暇の種類及び日数】

項目	日 数
(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間

(3) 出産の場合	出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間
(4) 妊娠中または出産後 1 年以内の職員が妊娠または出産に関し母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導または同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠 6 月（1 月は 28 日として計算する。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 10 月から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間
(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
(6) 妊娠中の職員が妊娠に起因するつわりのため勤務することが著しく困難な場合	5 日の範囲内において必要と認められる期間
(7) 生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(8) 生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
(9) 忌引の場合	最長10日間(死亡した者との続柄による)
(10) 配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数
(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限もしくは遮断または健康診断の場合	その都度必要と認められる期間
(12) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	1週間の範囲内においてその都度必要と認められる期間
(13) 結婚の場合	5日の範囲内において必要と認められる期間
(14) 職員が妻(届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)の範囲内においてその都度必要と認められる期間

(15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における 5 日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間
(16) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話または疾病の予防を図るために必要なものとして町規則で定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年度において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
(17) 日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護その他の町規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務をしないことが相当であると認められる場合	1 の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
(18) 心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図る場合	1 の年度の 7 月から 9 月の期間内における原則として連続する 5 日の範囲内の期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間

(20) 地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
(21) 骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
(22) 日本赤十字社が行う血液事業に協力するため献血する場合	その都度必要と認められる期間
(23) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上もしくは精神上の障害がある者または負傷し、もしくは疾病にかかる者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、町規則で定める者における活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上もしくは精神上の障害、負傷または疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1 の年度において 5 日の範囲内で必要と認められる期間

(24) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
--	--

(3) 会計年度任用職員の休暇制度

会計年度任用職員の休暇については、杉戸町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第4条の規定により年次有給休暇が付与されるほか、有給扱いの休暇として忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇等があります。

(4) 年次有給休暇の取得状況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの、一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は12.1日となっています。

(5) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職員が任命権者の承認を受けて、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業の期間中、給与は支給されません。

部分休業とは、3歳に満たない子を養育するため、職員が任命権者の承認を受けて、1日の勤務時間の一部について(2時間を限度として)勤務しない制度で、休業した期間に応じて給与が減額されます。

令和5年度に育児休業の取得要件を新たに満たした職員のうち、実際に育児休業を取得した割合(男女別の取得率)は、女性100%、男性33%でした。なお、令和5年度に育児休業を新規取得した職員は11人(女性10人、男性1人)であり、令和4年度と比べて3人増加しました。

また、令和5年度に部分休業を新規取得した職員は2人(女性1人、男性1人)であり、令和4年度と比べて1人増加となりました。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	21	11	3	1
女性	20	10	2	1
男性	1	1	1	1

(6) 時間外勤務の状況

令和5年度における一般職員1人あたり月平均時間外勤務時間は8.6時間で、令和4年度と比べて0.6時間減少しました。

なお、四半期ごとの1人あたり月平均時間外勤務時間は下表のとおりです。

(単位：時間)

第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年間 平均
8.8	8.9	7.0	9.6	8.6

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和5年度に分限処分された職員は5人で、事由は病気休職となっています。

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度に懲戒処分を受けた職員は1人で、事由は非違行為および職務上の義務違反となっています。

6 職員の服務の状況

(1) 職員が守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根拠基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければな

りません（地方公務員法第35条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

令和5年度に承認された件数は、公共的団体等から依頼を受けて講演等を行う場合が5件、厚生事業に参加する場合が77件、その他（非常勤消防団員として出勤する場合等）が3件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ね、報酬を得ていかなる事業、もしくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

令和5年度における許可件数は7件となっています。

7 職員の退職管理の状況

令和5年度における、職員の退職及び再就職の状況は下表のとおりです。

(単位：人)

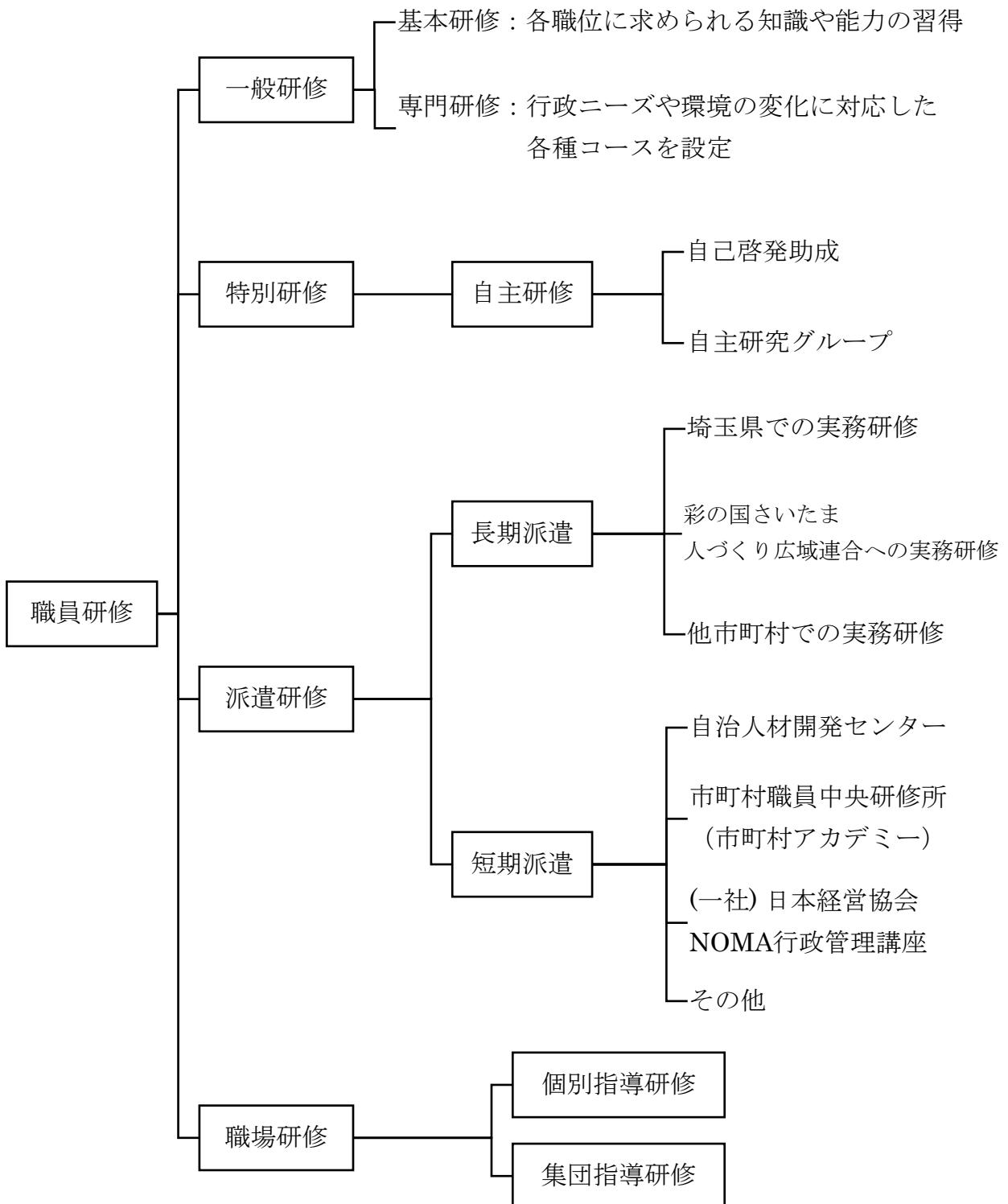
区分	事務職	技術職	保育士・幼稚園教諭	計
定年退職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
勧奨退職	1 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (2)
自己都合退職	6 (3)	0 (0)	4 (4)	10 (7)
その他 (死亡、免職、失職)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	7 (4)	1 (0)	5 (5)	13 (9)
再就職者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 「再就職者」とは、令和5年度定年退職者のうち、当町、外郭団体、出資法人等に令和6年度再就職した人を指します。

(注) () 内は女性の数で、内書きで示したものです。

8 職員の研修の状況

令和5年度に実施した研修は合計で20コースあり、受講人数は延べ337人です。なお、当町における研修体系及び令和5年度職員研修実施状況は以下のとおりです。



【令和5年度 職員研修実施状況】

研修名		延べ受講人数	
基本研修	新規採用職員研修（前期）	14人	
	新規採用職員研修 (広域連合中止代替分)	2人	
	新規採用職員研修 (広域連合動画配信代替分)	13人	
	新規採用職員研修（議会傍聴）	9人	
	新規採用職員研修（後期）	12人	
一般研修	女性活躍推進研修	17人	
	人権問題研修	12人	
	経営戦略研修	11人	
	メンタルヘルス研修 (セルフケア)	34人	
	障がい者理解の促進研修	15人	
	カスタマーハラスマント研修	16人	
	S D G s 研修	14人	
	メンター養成研修	38人	
	長期派遣	埼玉県への派遣による実務研修	2人
派遣研修	短期派遣	自治人材開発センター (彩の国さいたま人づくり広域連合)	102人
		埼玉県総合技術センター	14人
		NOMA 行政管理講座 (一般社団法人日本経営協会)	3人
		防火管理資格講習会	5人
		安全衛生推進者資格講習会	1人
		衛生推進者資格講習会	2人
		その他	通信教育

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度である共済制度は、地方公務員法第43条に基づく地方公務員等共済組合法によって定められています。

共済制度を運用する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族に対し、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ① 短期給付事業：病気・けが・出産・死亡などに対して必要な給付を行う
- ② 長期給付事業：職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う
- ③ 福祉事業：健康保持・増進ならびに住宅資金の貸付などを行う

共済制度以外の福利厚生として、職員のための任意互助組織である職員互助会を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付やレクリエーション事業などを実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用については、組合員である職員から徴収する掛金と、使用者である町が負担する負担金によって賄われています。負担金の率は法律で定められており、令和5年度は335,668千円を支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷・疾病・障害及び死亡）、または通勤途中に受けた災害等の場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進、ならびに職員遺族の援護を図るため、必要な福祉事業を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づく地方公務員災害補償法によって定められています。

令和5年度に公務災害及び通勤災害として認定された件数は、2件（公務災害1件、通勤災害1件）となっています。

第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	件数
要求	0件
判定	0件

2 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	件数
申立	0件
判定	0件

参考 杉戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 3 月 25 日
条例第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 12 号
令和元年 9 月 30 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 7 月末日までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他町長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 公平委員会は、毎年 7 月末日までに、町長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 5 条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第 6 条 町長は、第 2 条及び第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 10 月末日までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 4 条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 7 条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 杉戸町広報紙に掲載する方法
- (2) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第 2 号の閲覧所は、杉戸町役場とする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 25 日条例第 12 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

編集・公表者

杉戸町総務課

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目 9 番 29 号
電話 0480 (33) 1111 (代表)

令和 6 年 10 月 1 日 公表

表紙写真
古利根川流灯まつり（毎年 8 月上旬に開催）